平成２３年（フ）第６５７号
熊本市錦ケ丘３番12号
債務者　平野　兼次
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江越　和信
4　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６５８号
熊本市錦ケ丘３番12号
債務者　平野さとみ
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江越　和信
4　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月31日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４２０号
群馬県伊勢崎市連取元町36番地３　パークサイドＢ101
債務者　峰村　　実
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　破産債権の届出期間　平成24年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
千葉県東金市福俵826番地７
債務者　豊田　康雄
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田佐知子
4　破産債権の届出期間　平成23年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５３７号
相模原市中央区上溝391番地１　サンアベニュー305
債務者　川野　龍二
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　守
4　破産債権の届出期間　平成23年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月７日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第９７号
三重県松阪市久保町1339番地５
債務者　山口　眞次
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第７６６号
千葉県柏市西柏台２丁目１番１―1017号
債務者　滝澤　和彦
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福富美穂子
4　破産債権の届出期間　平成23年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月13日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２９３２号
神奈川県藤沢市石川１丁目24番地の18　ストーンリバー湘南Ｂ201
債務者　杉浦　綾子（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　平成23年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８９９号
横浜市瀬谷区五貫目町22番地９
債務者　小川かえで
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　孝之
4　破産債権の届出期間　平成23年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月21日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９００号
横浜市瀬谷区五貫目町22番地９
債務者　小川　直人
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　孝之
4　破産債権の届出期間　平成23年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月21日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４９号
熊本市城山下代２－３－１、住民票上の住所熊本市並建町12番地
債務者　濱﨑　京子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森枝　大輔
4　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６９号
兵庫県美方郡新温泉町諸寄277番地の66
債務者　宮本喜美雄
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　破産債権の届出期間　平成23年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月21日午後４時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
兵庫県美方郡新温泉町諸寄277番地の66
債務者　宮本　準子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　破産債権の届出期間　平成23年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月21日午後４時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１２４１号
神戸市長田区五番町４丁目30番地　市住29―611号
債務者　稲垣　新次
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿間　健児
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部